

① 件名
特定一般廃棄物（汚染稲わら）処理事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質で汚染された稲わらが発生した。これらは各農家の敷地内等に保管されており、各種作業の実施等に支障を来している。また、汚染された稲わらは保管後7年以上が経過していることから、腐敗による悪臭や火災の発生等、周辺住民からの風評被害が懸念されており、早急に処理する必要がある。</p> <p>【目的】 保管する各農家の負担を軽減するとともに、市内の汚染稲わらを全て処分するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年11月 住民説明会等 計21回実施 ～平成30年2月 平成30年 3月 市議会第1回定例会において事業費に係る予算を議決</p>
⑤ 主な内容
<p>市内11戸の農家に保管されている69.79トンの稲わらを、石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混焼却し、排出される焼却飛灰を400Bq/kg以下にして石巻市河南一般廃棄物最終処分場に埋立て、適正に隔離する。 （事業実施期間：委託契約締結日から平成31年3月25日まで）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 汚染稲わらの早期処分によって、各農家の負担軽減と市民生活の不安が解消され、快適な循環型社会で安全な生活を営むことができる良好な生活環境が保全される。</p> <p>【財源措置】 環境省の放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物の処理加速化事業）の活用を予定している。 事業予算額：248,000千円（委託料） 財源内訳：国庫補助金1／2、震災復興特別交付税措置1／2</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
<p>8, 000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物（稲わら、牧草、ほだ木）は、焼却処理予定の各広域圏で実施される。</p> <p>仙南圏：平成30年3月から試験焼却実施中 黒川圏：平成30年5月から試験焼却実施中 大崎圏：未定 仙台市：平成27年度焼却実施済 利府町：平成26年度焼却実施済</p>	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年	<p>9月 焼却処理委託業者入札</p> <p>10月 3日 試験焼却（1回目）</p> <p>10月17日 試験焼却検証結果の公表（1回目）</p> <p>10月23日 試験焼却（2回目）</p> <p>11月 6日 試験焼却検証結果の公表（2回目）</p> <p>11月12日 本焼却（連続焼却）開始</p>
⑨ その他	